証券コード　2899
平成29年６月13日

株　主　各　位

東京都港区西新橋二丁目36番１号
株式会社 永谷園ホールディングス
取締役社長　永 谷　泰 次 郎

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区芝五丁目26番20号
一般社団法人日本建築学会　建築会館ホール

３．目的事項

報告事項
１．第64期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第64期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第４号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.nagatanien-hd.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

第64期の期末配当につきましては、依然予断を許さない厳しい経営環境が続くものと予想されますが、安定的な配当を維持する方針に基づき、財務状況や当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株当たり　７円75銭　　総額　278,571,061円
　なお、中間配当金（１株当たり７円75銭）をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、前期と同じく１株当たり15円50銭となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成29年６月30日

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	永谷　栄一郎（ながたに　えいいちろう） （昭和29年８月26日生）	昭和54年４月　当社入社 昭和63年６月　当社取締役 平成３年６月　当社常務取締役 平成６年６月　当社専務取締役 平成８年６月　当社代表取締役（現在） 当社取締役社長 平成20年６月　当社取締役会長（現在）	1,041,521株
	（取締役候補者とした理由） 平成８年から平成20年まで当社の代表取締役社長を務め、現在は代表取締役会長として適切な助言・監督を行っており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><td>候補者
番　号</td><td>氏　　名
（生年月日）</td><td>略　　歴
（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）</td><td>所有する
当社株式数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>永　谷（ながたに）　明（あきら）
（昭和11年２月19日生）</td><td>昭和34年４月　当社入社
昭和36年１月　当社取締役
昭和49年６月　当社常務取締役
平成２年６月　当社専務取締役
平成６年６月　当社取締役副社長
平成８年６月　当社代表取締役
平成20年６月　当社取締役副会長
平成23年６月　当社取締役相談役（現在）</td><td>1,039,089株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
昭和36年の当社取締役就任以来、長年にわたり永谷園グループの経営に携わっており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>永　谷（ながたに）　泰次郎（たいじろう）
（昭和31年10月１日生）</td><td>昭和54年４月　当社入社
平成12年６月　当社取締役
平成14年２月　当社常務取締役
平成17年４月　当社専務取締役
平成20年６月　当社代表取締役（現在）
平成22年６月　当社取締役副社長
平成24年４月　当社取締役社長（現在）
（重要な兼職の状況）
株式会社麦の穂ホールディングス代表取締役会長
株式会社麦の穂代表取締役会長</td><td>1,041,024株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
当社の代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し、永谷園グループの事業拡大を推進しており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略　　歴
（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">永谷　祐一郎（ながたに　ゆういちろう）
（昭和37年10月31日生）</td><td>昭和61年４月　当社入社
平成22年６月　当社取締役
平成23年６月　当社常務取締役
平成25年６月　当社専務取締役
平成29年４月　当社取締役副社長（現在）</td><td rowspan="2">213,969株</td></tr>
<tr><td>（重要な兼職の状況）
株式会社オクトス代表取締役社長</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
生産・購買・物流等の責任者及び事業会社の代表取締役社長を長年務めており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">五十嵐（いがらし）　仁（じん）
（昭和30年10月21日生）</td><td>昭和54年４月　当社入社
平成20年10月　当社経営企画部長
兼海外事業部長
平成21年３月　当社執行役員
平成22年３月　当社常務執行役員
平成22年６月　当社取締役
平成26年６月　当社常務取締役
平成27年10月　当社経営戦略本部長（現在）
当社海外戦略部長
平成29年４月　当社専務取締役（現在）
当社専務執行役員（現在）</td><td>2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
経営戦略部門及び海外戦略部門の責任者を長年務め、国内外の経営戦略に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略　　歴
（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>京（きょう）　裕信（ひろのぶ）
（昭和35年４月21日生）</td><td>昭和59年４月　株式会社電通入社
平成25年１月　同社総務局次長兼業務支援室長
平成28年１月　当社入社
平成28年４月　当社執行役員
当社社長室長（現在）
平成28年６月　当社取締役
平成29年４月　当社常務取締役（現在）
当社常務執行役員（現在）
当社管理本部長（現在）</td><td>6,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
当社入社以前において事業会社の営業部門・業務改革部門の責任者を務め、多様な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">清水（しみず）　周英（しゅうえい）
（昭和38年11月14日生）</td><td>昭和61年４月　丸紅株式会社入社
平成22年２月　株式会社たらみ代表取締役社長
平成26年４月　当社入社
平成28年６月　当社取締役（現在）</td><td rowspan="2">10,000株</td></tr>
<tr><td>（重要な兼職の状況）
Muginoho International, Inc. Director兼President(CEO)</td></tr>
<tr><td colspan="4">（取締役候補者とした理由）
当社グループと同じく食料品事業を行う事業会社の代表取締役社長を務め、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略　　歴
（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">さこもと　えいじ
迫　本　栄　二
（昭和31年11月４日生）</td><td>平成５年３月　公認会計士開業登録（現在）
平成５年７月　税理士開業登録（現在）
平成12年６月　当社社外監査役
平成18年５月　銀座Ｋ．Ｔ．Ｃ税理士法人
代表社員理事長（現在）
平成27年６月　当社社外取締役（現在）</td><td rowspan="2">3,000株</td></tr>
<tr><td>（重要な兼職の状況）
株式会社西武ホールディングス社外監査役
株式会社プリンスホテル社外監査役</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td rowspan="2">やまざき　ながひろ
山　崎　長　宏
（昭和30年４月22日生）</td><td>昭和61年６月　太陽化学株式会社取締役
平成８年６月　同社代表取締役（現在）
平成９年６月　同社取締役社長（現在）
平成26年９月　当社社外監査役
平成27年６月　当社社外取締役（現在）</td><td>3,000株</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">（社外取締役候補者とした理由）
長年の事業会社の代表取締役社長としての豊富な経験を活かし、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．各取締役候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当につきましては、同封の報告書12頁及び13頁に記載のとおりであります。
３．迫本栄二氏及び山崎長宏氏は、社外取締役候補者であります。なお当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
４．迫本栄二氏及び山崎長宏氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。
５．迫本栄二氏及び山崎長宏氏と当社との間で、当社定款及び会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結しております。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。なお、本議案が承認可決され、両氏が再任された場合には、本契約が継続されます。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴 （地位及び重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
松田　純一 （まつだ　じゅんいち） （昭和35年５月４日生）	平成５年４月　東京弁護士会弁護士登録（現在） 平成14年８月　松田純一法律事務所（現 松田綜合法律事務所）開設（現在）	－株
	（重要な兼職の状況） ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社社外監査役 株式会社グローバルダイニング社外取締役（監査等委員）	
（補欠社外監査役候補者とした理由） 弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．松田純一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．本議案が承認可決され、松田純一氏が監査役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結する予定であります。その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

第４号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年６月27日開催の当社第55回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、当社定時株主総会において、当該対応策を一部変更したうえで継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております（以下継続後の対応策を「現プラン」といいます）。

現プランの有効期間は、平成29年６月29日開催予定の当社第64回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）終結の時までであることから、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、定款第13条の定めに基づき、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の継続について、ご承認をお願いするものであります（以下今般の継続後の対応策を「本プラン」といいます）。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の具体的内容

１．本プラン継続の目的

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙１をご参照ください）に従い、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙２に記載の迫本栄二氏、山崎長宏氏、柳澤義一氏、井ノ上正男氏及び松田純一氏が就任する予定です。

平成29年３月31日現在における当社大株主の状況は、別紙３「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、同時点において当社役員及びその関係者（以下「当社役員等」といいます）により発行済株式の18.48％が保有されておりますが、当社役員等は必ずしも共同ないし協調して議決権を行使するわけではなく、独立した関係にあります。また、当社役員等といえども、その各々の事情に基づき今後当社の株式等を譲渡、相続その他の処分をすることにより、分散化が進んでいく可能性が考えられます。世間一般で敵対的な買収に関する認識が高まり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買収提案に対して、全くの無防備では企業価値向上の観点から好ましくないと考えられ、大量買付行為が発生した場合、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、本プランの必要性はあるものと認識しております。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

なお、上記のように、当社は現段階において安定株主比率が高いと考えられることからも、本プランでは当社取締役会の判断の恣意性を排除するために独立委員会を設置し、対抗措置発動にあたっては独立委員会の勧告を最大限尊重することとなっており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止したスキームとしております。

２．本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1)　本プランに係る手続き

①　対象となる大規模買付等

本プランは以下の(ⅰ)又は(ⅱ)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

(ⅰ)当社が発行者である株式等(注1)について、保有者(注2)の株式等保有割合(注3)が20％以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株式等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株式等の株式等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株式等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

（ⅰ）買付者等の概要

(ｲ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ﾛ) 代表者の役職及び氏名

(ﾊ) 会社等の目的及び事業の内容

(ﾆ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ﾎ) 国内連絡先

(ﾍ) 設立準拠法

（ⅱ）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

（ⅲ）買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注8)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます）を含みます）

③　本必要情報の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(注9)（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(ⅰ)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会で延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を「意向表明書」受領から最大で60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了した時は、その時点で直ちに取締役会評価期間（④にて後述いたします）を設定するものといたします（ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります）。なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

(ⅰ)買付者等及びそのグループ（共同保有者(注10)、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます）

(ⅱ)大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付け予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます）

(iii)大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます）
(iv)大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます）
(v)大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
(vi)買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
(vii)買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
(viii)大規模買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
(ix)大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
(x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④　取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後又は情報提供期間満了後、その翌日を開始日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(ⅰ)又は(ⅱ)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定し、開示いたします。

(ⅰ)対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で60日間

(ⅱ)その他の大規模買付等の場合には最大で90日間

ただし、上記(ⅰ)(ⅱ)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものといたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤　対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものといたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(ⅰ)又は(ⅱ)に定める勧告

をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(ⅰ)買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告いたします。

(ⅱ)買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告いたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙４に掲げるいずれかの類型に該当すると認められる等、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合は、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥　取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑦　対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑧　大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものといたします。

(2)　本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます）の無償割当てを行うことといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙５「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、相当と認められる対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものといたします。

(3)　本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成32年６月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

３．本プランの合理性

(1)　買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

(2)　当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記１．に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されております。

(3)　株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続いたしますが、上記２．(3)に記載のとおり、ご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4)　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う当社取締役会の諮問機関として独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5)　合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記２．(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6)　デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記２．(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は１年であり、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成を一度に変更することができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

４．株主及び投資家の皆様への影響

(1)　本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の２．(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2)　本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権２個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式１株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記２．(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3)　本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があり、その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。

ただし、当社は、対抗措置の発動に際しては、取得条項を付した新株予約権を発行し、当該条項に基づいて株主の皆様から新株予約権を取得してその対価として当社株式を交付する手続きをとることを想定しております。その場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになりますので、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

（注１）金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

（注２）金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

（注３）金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

（注４）金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ⅱ)において同じとします。

（注５）金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

（注６）金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

（注７）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

（注８）金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注９）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。

（注10）金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

別紙１

独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として、設置される。

２．独立委員会の委員（以下「独立委員」という）は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

３．独立委員の任期は、選任のときから１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

４．独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

５．独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。

６．独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

７．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

(1)本プランに係る対抗措置の発動の是非

(2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止

(3)本プランの廃止及び変更

(4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、

自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9．独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）から助言を得ることができる。

別紙２

独立委員会委員候補者の略歴

迫本　栄二　（さこもと　えいじ）

平成	５年	３月　公認会計士開業登録（現在）
平成	５年	７月　税理士開業登録（現在）
平成	１２年	６月　当社社外監査役
平成	１８年	５月　銀座Ｋ．Ｔ．Ｃ税理士法人
		代表社員理事長（現在）
平成	２７年	６月　当社社外取締役（現在）

山崎　長宏　（やまざき　ながひろ）

昭和	６１年	６月　太陽化学株式会社取締役
平成	８年	６月　同社代表取締役（現在）
平成	９年	６月　同社取締役社長（現在）
平成	２６年	９月　当社社外監査役
平成	２７年	６月　当社社外取締役（現在）

柳澤　義一　（やなぎさわ　ぎいち）

昭和	６０年	３月　公認会計士開業登録（現在）
昭和	６０年	５月　税理士開業登録（現在）
平成	１２年	６月　新創監査法人代表社員
平成	２３年	４月　新創監査法人統括代表社員（現在）
平成	２７年	６月　当社社外監査役（現在）

井ノ上　正男　（いのうえ　まさお）

昭和	６３年	４月　東京弁護士会弁護士登録（現在）
		大高法律事務所入所（現在）
平成	２７年	６月　当社社外監査役（現在）

松田　純一　（まつだ　じゅんいち）

平成	５年	４月	東京弁護士会弁護士登録（現在）
平成１４年	８月	松田純一法律事務所 （現　松田綜合法律事務所）開設（現在）

※　迫本栄二氏及び山崎長宏氏は、会社法第２条第15号に規定される社外取締役です。

※　柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、会社法第２条第16号に規定される社外監査役です。

※　迫本栄二氏、山崎長宏氏、柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※　迫本栄二氏、山崎長宏氏、柳澤義一氏、井ノ上正男氏及び松田純一氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

別紙３

当社の大株主の株式保有状況

（平成29年３月31日現在）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
三菱商事株式会社	4,169	10.89
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,533	4.01
株式会社みずほ銀行	1,389	3.63
松竹株式会社	1,232	3.22
大正製薬ホールディングス株式会社	1,130	2.95
永谷栄一郎	1,041	2.72
永谷泰次郎	1,041	2.72
永谷明	1,039	2.71
永谷三代子	784	2.05
大日本印刷株式会社	764	2.00

※上記のほか、自己株式が2,332千株あります。

別紙４

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

１．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

２．当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

３．当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

４．当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等を高値で売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

５．買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

６．買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

別紙５

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます）の２倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

２．割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます）１株につき２個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

６．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7．本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者(注11)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者(注12)、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注13)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

（注11）当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

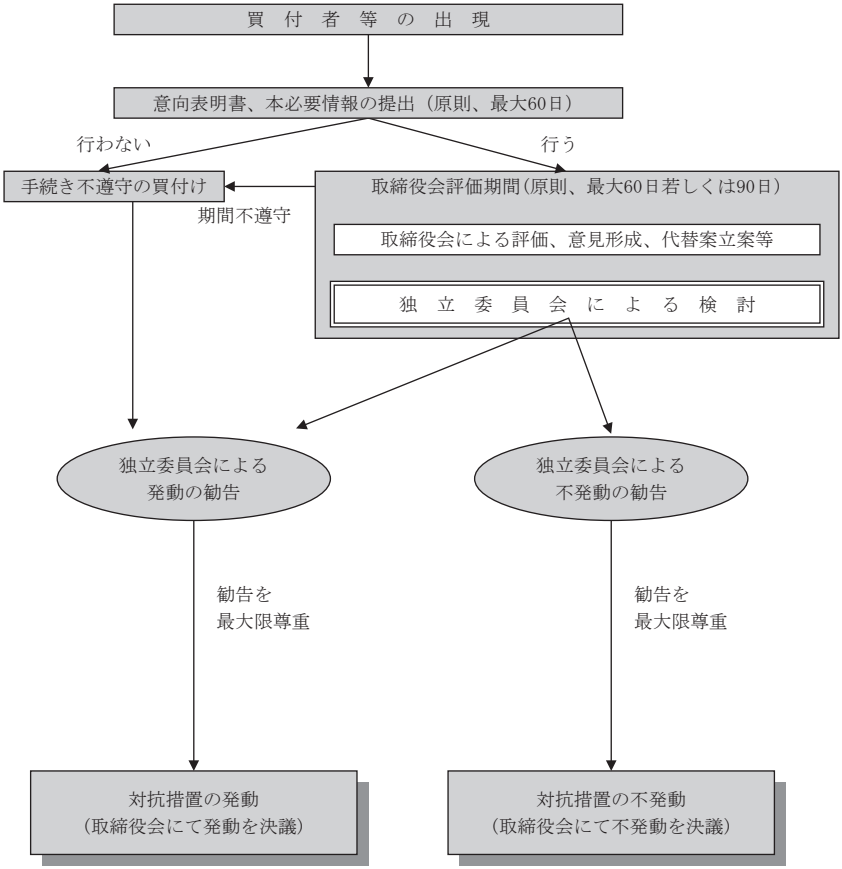
（注12）公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとし

ます）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注13）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

（ご参考）

本プランの手続きに関するフロー図



※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以　上

第64回定時株主総会会場ご案内図

東京都港区芝五丁目26番20号
一般社団法人日本建築学会　建築会館ホール



最 寄 駅

Ｊ　　Ｒ　田町駅 三田口／西口 徒歩３分
都営地下鉄　三田駅 Ａ３出口 徒歩３分

（お願い）　駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK

（第64回定時株主総会招集ご通知添付書類）

第 64 期 報 告 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

株式会社 永谷園ホールディングス

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

（事業の経過及び成果）

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用環境や所得環境が改善傾向にあり緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、長引く個人消費の低迷に加え、中国の景気減速や不安定な為替の変動を背景に、景気は先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く市場環境は、天候不順で野菜をはじめとする生鮮品の価格が高騰したことにより、消費の強さを示す消費水準指数が前年平均を下回る状況が続く等、市場環境は厳しい状況で推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループは「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を経営における重要課題として取り組んでまいりました。

「企業戦略の充実」につきましては、当社グループの更なる成長を図るため、既存商品の基盤強化と国内外における新規事業への取り組みを積極的に進めてまいりました。その一環として、平成28年12月に英国のフリーズドライ食品及びパン製品メーカーChaucer Groupの親会社であるBroomco (3554) Limitedの全株式を株式会社産業革新機構と共同で取得いたしました。

「新価値提案力の更なるアップ」につきましては、素材の持つ健康感を活かした付加価値商品や多様に変化する顧客ニーズに合わせた新しい食シーンを提案する商品を発売いたしました。また、既存商品についても見直しを行い、減塩商品のラインナップを拡充させるなど、売上の拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は806億５百万円（前年度比 1.8%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は30億98百万円（前年度比 9.9%増）、経常利益は29億67百万円（前年度比 4.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億41百万円（前年度比 1.9%減）となりました。

なお、Broomco（3554）Limitedにつきましては、第３四半期連結会計期間末に連結の範囲に含めておりますが、同社の決算日である12月31日時点の計算書類を使用しているため、当連結会計年度における連結損益計算書への影響はありません。

また、セグメント区分につきましては、従来の報告セグメントである「食料品事業」に関し、海外における重要性が増したため、「国内食料品事業」と「海外食料品事業」とに区分しております。

以下、セグメントの状況は次のとおりであります。

〇国内食料品事業

販売面につきましては、主力商品の販売促進と新商品の導入拡大に取り組んでまいりました。消費者向けには、テレビ媒体による商品認知度アップの他に、インターネット上でのＣＭメイキング映像やアレンジレシピの公開、話しかけると真似してしゃべる当社オリジナルのぬいぐるみを景品とした消費者キャンペーンの実施、さらには「お茶漬けの日」におけるイベントの開催などによって、新たなファン層づくりと購買意欲の喚起に努めてまいりました。また、流通向けには、昨年に引き続き業界誌とタイアップした大量陳列コンテストや、生鮮品との関連販売などを通じて、店頭での商品露出の強化に取り組んでまいりました。

商品開発面につきましては、“新しい価値の提案による顧客開拓・拡大”をテーマに引き続き取り組んでまいりました。具体的には、高まる健康志向のニーズに対応すべく、減塩タイプのみそ汁やふりかけを開発いたしました。また惣菜の素では、食べ盛りのお子様がいる世帯向けに、簡便かつボリューム感を特長とした新商品の投入や既存品のリニューアルを実施し、市場の拡大を図ってまいりました。

以下、主要品目の状況は次のとおりであります。

＜お茶づけ・ふりかけ類＞

当社看板商品である「お茶づけ海苔」は、５月17日の「お茶漬けの日」に合わせ、スペシャルマッチと称してプロ野球の試合で来場者への試供品配布などを実施いたしました。11月には「東海道五拾三次カード」のお茶づけ商品への封入を復活したことで、ファン層の拡大に取り組んでまいりました。また、新商品では健康に配慮した「減塩ふりかけ」を発売いたしましたが、「超ふりかけ」の売上減少により、売上高は155億23百万円（前年度比 0.6％減）となりました。

＜スープ類＞

当社主力商品である「あさげ」シリーズは、昨年発売した減塩タイプ商品に徳用10食入り商品を追加したことで、売上増と即席みそ汁市場の拡大につながりました。また、「松茸の味お吸いもの」が、アレンジレシピの提案とテレビ宣伝との相乗効果により、売上を拡大することができました。さらに、素材の持つ健康感を活かした「たまねぎのちから サラサラたまねぎスープ」に徳用８袋入を追加したことが売上を牽引し、売上高は221億13百万円（前年度比 6.5%増）となりました。

＜調理食品類＞

惣菜商品では、新商品として、肉と野菜をたっぷり使って作るボリューム感のある「ちゃんぽん春雨炒め」を発売し、春雨惣菜商品の新規ユーザーの獲得を図りました。また、麺商品では、「煮込みラーメン」が株式会社日本食糧新聞社主催の「食品ヒット大賞」において「ロングセラー賞」を受賞して話題となりました。しかしながら、「わが家は名酒場」シリーズの売上が減少し、売上高は253億46百万円（前年度比 1.5%減）となりました。

＜その他＞

前年度に引き続き、具入り調味ソースなどのＯＥＭ商品の販売が拡大いたしました。また、業務用商品の販売も堅調で、売上高は63億89百万円（前年度比 10.8%増）となりました。

以上の結果、国内食料品事業の売上高は693億71百万円（前年度比 2.2%増）となりました。

○海外食料品事業

当セグメントは従来「食料品事業」に含めておりましたが、海外における重要性が増したため、第３四半期連結会計期間末において、報告セグメントとして区分しております。その売上高は、平成30年３月期第１四半期連結会計期間より計上されることとなります。

○中食その他事業

麦の穂グループでは、優秀品質の国際評価機関であるモンドセレクションの食品部門において、ビアードパパの「パイシュー６個セット」が2016年度最高金賞を受賞し、品質の高さが世界的に認められました。また、シュークリーム専門店の技術を活かした、クリスピーな食感が特徴の新ブランド「ビアードパパ グランデ」を平成28年11月に阪急うめだ本店にオープ

ンし、お客様からご好評をいただきました。

以上の結果、中食その他事業の売上高は112億33百万円（前年度比 0.7％減）となりました。

（設備投資及び資金調達の状況）

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は総額25億14百万円であります。その主な内容は、子会社である株式会社永谷園におけるお茶づけ商品の製造設備の増設・更新（３億22百万円）、中食その他事業における新規店舗の出店及びグループ全体における既存設備の更新であり、金融機関からの借入金及び自己資金によりまかないました。

また、社債の償還資金及び借入金の返済資金に充当するため、新たな社債の発行(100億円)及び金融機関からの借入金(30億円)による資金調達を行いました。

さらに、Broomco（3554）Limitedの株式取得資金に充当するため、金融機関からの借入金による資金調達(148億円)を行いました。一旦当社が発行済株式の全てを取得した後に、40％に相当する株式を株式会社産業革新機構に譲渡したため、当該株式の譲渡代金相当分(34億円)は既に返済しております。なお、上記の株式取得資金には、当社が実質的に返済予定のChaucer Groupの純有利子負債を含みます。

（重要な組織再編等の状況）

当社は、平成28年４月15日付で株式会社麦の穂ホールディングスからMuginoho International,Inc.の全株式を取得いたしました。これにより、間接保有から直接保有に変更となりました。

また、当社は、平成28年12月９日付でBroomco（3554）Limitedの全株式を株式会社産業革新機構と共同で取得し、連結子会社といたしました。これに伴い、Broomco（3555）Limited、Chaucer Foods Limited、Chaucer Foods UK Limited、Chaucer Foods SAS、Chaucer Foods（Qingdao）Co. Limitedが連結子会社となりました。

（対処すべき課題）

今後の見通しにつきましては、雇用環境や所得環境の改善が継続し、景気は緩やかに回復していくことが期待されますが、生活防衛意識の高まりによる個人消費の持ち直しの遅れや海外経済の不確実性の高まりが懸念され、経営環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

当社グループを取り巻く市場環境も、可処分所得の低下により購買力が伸び悩んでいることから消費者の低価格志向が根強く、流通業界も価格競争を継続することが見込まれ、さらには原材料コストも高止まっており、厳しい環境で推移するものと予想されます。

このような下で当社グループは、当年度に引き続き「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を経営課題として取り組んでまいります。

①「企業戦略の充実」

グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために、当社が基軸となり、ガバナンス体制をより機能的かつ効率的なものに整備・強化するとともに、グループ間の相乗効果を生み出すことで、売上の拡大と利益率の向上を目指してまいります。また、Chaucer Groupの海外における豊富な経営資源、そして当社グループが長年培ってきた製造ノウハウを融合させ、海外事業の拡大・強化を図ってまいります。

②「新価値提案力の更なるアップ」

ライフスタイルや食生活の変化等を的確に捉え、常にお客様の視点に立った新しい価値の追求と新しいカテゴリーの創造にチャレンジしてまいります。

以上の課題を達成させるため、当社グループは各社の経営資源、技術等を結集し、事業領域の拡大と収益の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

事業の種類別売上高

事業の種類	主要な事業内容		売上高	構成比
国内食料品事業	品目別	主要商品	百万円	%
	お茶づけ類 ふりかけ類	お茶づけ、ふりかけ おむすび用ふりかけ	15,523	19.3
	スープ類	即席みそ汁 即席お吸いもの	22,113	27.4
	調理食品類	ちらし寿司のもと チャーハンのもと そうざいのもと カレー 即席中華めん、乾麺	25,346	31.4
	その他	業務用商品、進物品	6,389	7.9
	小計		69,371	86.1
海外食料品事業	フリーズドライ食品及びパン製品の製造及び販売		－	0.0
中食その他事業	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導 テイクアウト寿司の製造及び販売		11,233	13.9
合計			80,605	100.0

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	第61期 (平成26年３月期)	第62期 (平成27年３月期)	第63期 (平成28年３月期)	第64期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売上高(百万円)	71,129	78,362	79,193	80,605
営業利益(百万円)	3,943	2,876	2,818	3,098
経常利益(百万円)	3,927	3,096	2,828	2,967
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,416	1,673	1,265	1,241
１株当たり当期純利益 (円)	66.48	46.46	35.19	34.52
総資産(百万円)	65,070	68,352	71,092	89,869
純資産(百万円)	27,365	29,643	29,603	31,219
１株当たり純資産額 (円)	756.37	821.84	820.91	870.53

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
	百万円	%	
株式会社永谷園	95	100.00	飲食料品の包装・加工・製造及び販売
株式会社サンフレックス永谷園	15	※100.00	飲食料品の包装・加工・製造及び販売
株式会社サニーフーズ	85	100.00	調味料の製造及び販売
株式会社永谷園プロパティ	3	100.00	損害保険代理店業務 生命保険の募集に関する業務
藤原製麺株式会社	40	91.67	麺類の製造及び販売
Broomco (3554) Limited	千USドル 0	60.00	持株会社
Broomco (3555) Limited	千USドル 22,282	※100.00	持株会社
Chaucer Foods Limited	千USドル 1,019	※100.00	フリーズドライ食品及びパン製品の製造及び販売
Chaucer Foods UK Limited	千USドル 1	※100.00	パン製品の製造及び販売
Chaucer Foods SAS	千ユーロ 6,106	※100.00	フリーズドライ食品の製造及び販売
Chaucer Foods (Qingdao) Co. Limited	千USドル 400	※100.00	フリーズドライ食品の製造及び販売
株式会社麦の穂ホールディングス	490	100.00	持株会社
株式会社麦の穂	11	※100.00	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導

(次頁に続く)

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主な事業内容
Muginoho International,Inc.	千USドル 100	100.00	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
NAGATANIEN USA,INC.	千USドル 9,540	100.00	持株会社
NAGATANIEN RS FOODS,LLC	千USドル 2,545	※100.00	テイクアウト寿司の製造及び販売

（注）１．※の議決権比率には、間接保有分を含んでおります。

２．当社は、平成28年４月15日付で株式会社麦の穂ホールディングスからMuginoho International,Inc.の全株式を取得いたしました。これにより、間接保有から直接保有に変更となりました。

３．当社は、平成28年12月９日付でBroomco（3554）Limitedの全株式を株式会社産業革新機構と共同で取得し、連結子会社といたしました。これに伴い、Broomco（3555）Limited、Chaucer Foods Limited、Chaucer Foods UK Limited、Chaucer Foods SAS、Chaucer Foods（Qingdao）Co. Limitedが連結子会社となりました。

４．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 主要な事業内容 （平成29年３月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、食料品の製造及び販売並びに菓子の製造及び販売他であります。

主要商品等につきましては、６頁記載の「事業の種類別売上高」に記載のとおりであります。

(5) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本社	東京都港区

② 子会社の主要な営業所

㈱永谷園	東京都港区
㈱サンフレックス永谷園	福島県いわき市
㈱サニーフーズ	東京都港区
㈱永谷園プロパティ	東京都大田区
藤原製麺㈱	北海道旭川市
Broomco (3554) Limited	英国
Broomco (3555) Limited	英国
Chaucer Foods Limited	英国
Chaucer Foods UK Limited	英国
Chaucer Foods SAS	フランス共和国
Chaucer Foods (Qingdao) Co. Limited	中華人民共和国
㈱麦の穂ホールディングス	大阪府大阪市
㈱麦の穂	大阪府大阪市
Muginoho International,Inc.	アメリカ合衆国
NAGATANIEN USA,INC.	アメリカ合衆国
NAGATANIEN RS FOODS,LLC	アメリカ合衆国

(6) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（前連結会計年度末比増減）
2,478名（+513名）

（注）１．従業員数は就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除く）でありますが、パートタイマー及びアルバイト等の臨時雇用者は含んでおりません。
２．従業員数が前連結会計年度末と比べて、513名増加しましたが、その主な要因は、Broomco（3554）Limited及びその子会社を連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
66名（+2名）	40.5歳	14.8年

（注）従業員数は就業人数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）でありますが、パートタイマー及びアルバイト等の臨時雇用者は含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	16,565百万円
株式会社みずほ銀行	4,282
農林中央金庫	1,541
ひまわり信用金庫	618
株式会社三井住友銀行	520
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	513

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　116,000,000株

② 発行済株式の総数　　38,277,406株（自己株式2,332,753株を含む）

③ 株主数　　6,796名（前事業年度末比727名減）

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	4,169千株	11.60%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,533	4.27
株式会社みずほ銀行	1,389	3.87
松竹株式会社	1,232	3.43
大正製薬ホールディングス株式会社	1,130	3.14
永谷栄一郎	1,041	2.90
永谷泰次郎	1,041	2.90
永谷明	1,039	2.89
永谷三代子	784	2.18
大日本印刷株式会社	764	2.13

（注）１．当社は、自己株式を2,332,753株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式（2,332,753株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	永谷 栄一郎	
取締役相談役	永谷 明	
代表取締役 取締役社長	永谷 泰次郎	株式会社麦の穂ホールディングス 代表取締役会長 株式会社麦の穂代表取締役会長
専務取締役	永谷 祐一郎	社長業務補佐 グループ生産担当 株式会社オクトス代表取締役社長
常務取締役	五十嵐 仁	常務執行役員 経営戦略本部長兼海外戦略部長 経理部担当
取締役	京 裕信	執行役員 社長室長
取締役	清水 周英	海外事業担当 Muginoho International, Inc. Director兼President(CEO)
取締役	迫本 栄二	銀座Ｋ.Ｔ.Ｃ税理士法人代表社員理事長 株式会社西武ホールディングス社外監査役 株式会社プリンスホテル社外監査役
取締役	山崎 長宏	太陽化学株式会社代表取締役社長
常勤監査役	永谷 竜一	
常勤監査役	鈴木 章平	
監査役	柳澤 義一	新創監査法人統括代表社員 日本公認会計士協会副会長 東急リアル・エステート投資法人監督役員
監査役	井ノ上 正男	大高法律事務所　弁護士 株式会社歌舞伎座社外監査役

（注）１．取締役迫本栄二氏及び山崎長宏氏は、社外取締役であります。
２．監査役柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、社外監査役であります。
３．取締役迫本栄二氏及び山崎長宏氏並びに監査役柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

4．常勤監査役永谷竜一氏は、当社の経理部長に平成20年６月から平成23年６月まで就任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役柳澤義一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．平成28年６月29日開催の第63回定時株主総会において、取締役に京裕信氏及び清水周英氏が、監査役に鈴木章平氏が選任され就任いたしました。
7．平成28年６月29日開催の監査役会において、常勤監査役に鈴木章平氏が選定され就任いたしました。
8．平成28年６月29日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、取締役鈴木章平氏は任期満了により取締役を退任し、監査役千葉博人氏は辞任により監査役を退任いたしました。
9．当事業年度末日後における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異動前	異動後	異動年月日
永　谷　祐一郎	専務取締役 社長業務補佐 グループ生産担当 株式会社オクトス 代表取締役社長	取締役副社長 社長業務補佐 グループ生産担当 品質保証部担当 株式会社オクトス 代表取締役社長	平成29年４月１日
五十嵐　　仁	常務取締役 常務執行役員 経営戦略本部長 兼海外戦略部長 経理部担当	専務取締役 専務執行役員 経営戦略本部長 兼海外戦略部長	平成29年４月１日
	専務取締役 専務執行役員 経営戦略本部長 兼海外戦略部長	専務取締役 専務執行役員 経営戦略本部長	平成29年６月１日
京　　裕　信	取締役 執行役員 社長室長	常務取締役 常務執行役員 社長室長 兼管理本部長	平成29年４月１日

10．平成29年３月31日現在の執行役員は、上記の取締役兼務者の他は、次のとおりであります。

執行役員　久世　次郎	執行役員　綾井　宣男
執行役員　川又　幸夫	執行役員　木内　美章
執行役員　松村　雅彦	執行役員　掛谷　浩志
執行役員　久我　光枝	執行役員　北野　久人

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、当社定款及び会社法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結しております。その内容は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担するものであります。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取締役 （うち社外取締役）	10名 (2)	310百万円 (16)
監査役 （うち社外監査役）	5名 (2)	52百万円 (12)
合　　計	15名	362百万円

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第62回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内、また使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第62回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。

３．支給額には、事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した金額を含んでおります。

４．当事業年度末現在の取締役は９名（うち、社外取締役は２名）、監査役は４名（うち、社外監査役は２名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、平成28年６月29日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役１名及び平成28年６月29日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役１名が含まれているためであります。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　　名	重要な兼職の状況
社外取締役	迫　本　栄　二	銀座Ｋ．Ｔ．Ｃ税理士法人代表社員理事長 株式会社西武ホールディングス社外監査役 株式会社プリンスホテル社外監査役
社外取締役	山　崎　長　宏	太陽化学株式会社代表取締役社長
社外監査役	柳　澤　義　一	新創監査法人統括代表社員 日本公認会計士協会副会長 東急リアル・エステート投資法人監督役員
社外監査役	井ノ上　正　男	大高法律事務所　弁護士 株式会社歌舞伎座社外監査役

（注）当社と当該他の法人等との間には、特別な関係はございません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	出席状況及び発言状況
社外取締役	迫　本　栄　二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての視点から助言・提言を行っております。
社外取締役	山　崎　長　宏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。経験豊富な経営者としての視点から助言・提言を行っております。
社外監査役	柳　澤　義　一	当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また監査役会７回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての視点から助言・提言を行っております。
社外監査役	井ノ上　正　男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また監査役会７回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から助言・提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	新日本有限責任 監査法人支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の重要な子会社のうち、海外子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

３．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められた場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合には、当社の監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社の取締役会が、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

④ 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ．処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ．処分の内容
・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）
ハ．処分理由
・社員の過失による虚偽証明
・監査法人の運営が著しく不当

(4) 業務の適正を確保するための体制

（業務の適正を確保するための体制の概要）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社取締役会に関する規定に従い、重要な意思決定は取締役会に付議すべき事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う。また、必要に応じて取締役会の付議事項・基準を見直す。
・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、取締役の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握及び是正改善を行う。
・財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し改善を進める。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携して毅然とした姿勢で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・各種会議録・稟議書等の重要な文書の作成・保存を徹底のうえ、関係諸規程を整備し、閲覧可能な状態を維持する。また、必要に応じて規程を見直し、情報の保存・管理及び閲覧の充実を図る。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・重大な事故等の発生時の組織的な対処の手順を定め、事故等の発生時に適切に運用できる体制を整える。
・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・執行役員制度を導入し、執行役員に対して業務執行の権限と責任を付与することで、取締役の職務執行が効率的に行われる体制をとる。
・経営に資するテーマ等を審議・決定する経営会議、及び各部門長が業務報告を行うための会議の開催により、取締役は業務運営の状況を把握するとともに、各執行役員・部門長との連携を図り、効率的な職務執行を実現する。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンス経営の維持・継続を効果的に推進するために、コンプライアンス委員会において、グループ全体のコンプライアンスに関する重要事項を審議し、必要な施策を講じる。
・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、各使用人の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
・社内講習会を適宜実施し、法律の制定・改正等の知識習得を図る。
・定期的に各部門の内部監査を実施し、使用人の職務執行の有効性と妥当性を確保する。
・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握に努める。

⑥　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・グループ会社の役員・社員も顧問弁護士等へ内部通報することができる体制とし、業務執行の適正の確保を図る。
・当社の内部監査部門が定期的に各グループ会社の内部監査を実施し、各社の業務執行を調査し、取締役会においてその結果を報告する。

・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、各グループ会社の役員・社員の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
・定期的にグループ会社からの報告の機会を設け、グループ会社における業務執行状況の把握に努める。
・グループ会社に関する重要な事項については、当社において事前承認を必要とし、あるいは報告を受ける機会を設け、グループ会社の業務の適正を図る。
・グループ共通の会計管理システムを導入し、グループ会社における財務状況の把握及び会計業務の効率化を図る。
・グループファイナンス（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、グループ会社におけるキャッシュフローの把握及び保有資金の有効活用を図る。
・グループ会社の事業実態・規模等に応じて、取締役会非設置会社、会計監査限定監査役などの効率的な経営体制を選択している。
・永谷園グループ全体の情報の伝達や効率的な業務遂行のため、ITを適切かつ有効に利用している。
・グループ全体を対象とするリスク管理担当役員・担当部門・会議体を設置している。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・現時点では設置していないが、設置する場合は、補助使用人の任免・指揮命令は監査役会の権限とする等により取締役からの独立を図る。
・内部監査部門をはじめとする関係部門との協力体制の確保や必要な会議等への出席を図り、補助使用人への必要な調査権限を付与する。

⑧　当社及び子会社の役員並びに使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・各部門長が業務報告を行うための会議に監査役が出席し、業務報告を受ける体制を維持する。
・専任の内部監査担当部門が内部監査の結果を監査役に報告する。
・内部通報制度における通報窓口の一つとして監査役を設定し、報告体制の向上を図る。

・グループ会社の監査役による連絡会を定期的に開催し情報交換に努める。
・監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・関連部門が連携し、監査役の監査業務を補助する体制をとる。
・監査役の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年、一定額の予算を設ける。
・監査役が費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行について

当事業年度は14回の取締役会を開催し、法的決議事項及び経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行いました。取締役の利益相反取引について、既存の取引は取締役会で報告し、取引内容について確認いたしました。なお、新規の取引については、ありませんでした。

②　コンプライアンス体制について

当事業年度はコンプライアンス委員会を５回開催し、グループ全体のコンプライアンスに関する重要事項を審議いたしました。また、全従業員を対象に遵法週間を定めて勉強会を実施して、コンプラインス意識の醸成を継続的に行いました。

③　グループ会社管理について

関係会社管理規程に基づき、グループ会社の重要事項については、その重要度に応じて決裁機関を定め、親会社において必要な手続きを経ております。また、グループ会社の業務執行状況の把握と問題解決をするための報告会を実施いたしました。あわせて、監査役と内部監査部門がグループ各社の経営層のヒアリングを通じて、各社における業務執行及び内部統制の運用状況の監査を行いました。

④　監査役について

当事業年度は７回の監査役会を開催し、各監査役が行っている監査の状況及び結果について報告及び意見交換を行いました。また、監査役は定時取締役会並びに業務報告会等の重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施いたしました。さらに、監査の実効性の向上を図るため、監査役は自ら監査を行うほか、内部統制室が行う内部監査の結果について報告を受けました。加えて、必要に応じて会計監査人と情報交換を行いました。

(5) 会社の支配に関する基本方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する取組みについて

創業以来、当社グループは創意と工夫で他にはない優れた価値を持つ商品やサービスをお客様にお届けしようと努力してまいりました。その結果、今日の「永谷園ブランド」を確立することができました。そして、「永谷園ブランド」を支持してくださるお客様の期待に応えるためにも、当社グループは、グループ全体の持続的な成長と企業価値向上に努めてまいります。

これらの課題を着実に実行することで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

③当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）の内容の概要（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、平成20年６月27日開催の当社第55回定時株主総会にて「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、当社定時株主総会において、当該対応策を一部変更したうえで継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するためのものです。

本プランの詳細につきましては、同封の招集ご通知９～31頁に記載の第４号議案の参考書類をご覧ください。

④本プランの合理性

イ．買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

ロ．当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されております。

ハ．株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続いたしますが、同封の招集ご通知16頁(3)に記載のとおり、ご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

ニ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う当社取締役会の諮問機関として独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

ホ．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、同封の招集ご通知10頁(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ヘ．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、同封の招集ご通知16頁(3)に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は１年であり、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成を一度に変更することができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

備　考

本事業報告の記載金額及び株数の表示単位未満の端数は、それぞれ切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**36,994**	**流動負債**	**35,972**
現金及び預金	7,734	支払手形及び買掛金	9,020
受取手形及び売掛金	14,882	短期借入金	16,015
商品及び製品	4,697	リース債務	357
仕掛品	1,336	未払法人税等	1,075
原材料及び貯蔵品	5,666	賞与引当金	617
繰延税金資産	852	資産除去債務	3
その他	1,873	未払金	5,745
貸倒引当金	△49	その他	3,137
固定資産	**52,875**	**固定負債**	**22,677**
有形固定資産	**26,833**	社債	10,000
建物及び構築物	6,779	長期借入金	8,683
機械装置及び運搬具	6,779	リース債務	1,112
土地	11,337	繰延税金負債	448
リース資産	1,331	再評価に係る繰延税金負債	403
建設仮勘定	103	役員退職慰労引当金	47
その他	502	退職給付に係る負債	500
無形固定資産	**12,804**	資産除去債務	236
のれん	12,625	その他	1,245
その他	178	**負債合計**	**58,650**
投資その他の資産	**13,237**	**純資産の部**	
投資有価証券	11,132	**株主資本**	**32,140**
関係会社出資金	331	**資本金**	**3,502**
繰延税金資産	319	**資本剰余金**	**6,331**
退職給付に係る資産	42	**利益剰余金**	**24,388**
その他	1,511	**自己株式**	**△2,082**
貸倒引当金	△99	**その他の包括利益累計額**	**△849**
		その他有価証券評価差額金	2,146
		繰延ヘッジ損益	△99
		土地再評価差額金	△3,429
		為替換算調整勘定	593
		退職給付に係る調整累計額	△61
		非支配株主持分	**△71**
資産合計	**89,869**	**純資産合計**	**31,219**
		負債純資産合計	**89,869**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		80,605
売上原価		43,525
売上総利益		37,080
販売費及び一般管理費		33,981
営業利益		3,098
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	121	
持分法による投資利益	32	
不動産賃貸料	98	
その他	157	426
営業外費用		
支払利息	170	
社債発行費	62	
為替差損	114	
固定資産除却損	45	
シンジケートローン手数料	61	
不動産賃貸費用	44	
その他	60	557
経常利益		2,967
特別利益		
補助金収入	11	11
特別損失		
固定資産売却損	10	
減損損失	248	
投資有価証券評価損	61	
事業撤退損	97	
店舗閉鎖損失	30	449
税金等調整前当期純利益		2,529
法人税、住民税及び事業税	1,470	
法人税等調整額	△186	1,283
当期純利益		1,245
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		1,241

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,502	6,331	23,704	△2,070	31,467
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△557		△557
親会社株主に帰属する当期純利益			1,241		1,241
自己株式の取得				△11	△11
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	―	0	683	△11	672
当連結会計年度末残高	3,502	6,331	24,388	△2,082	32,140

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,344	―	△3,429	228	△96	△1,953	88	29,603
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△557
親会社株主に帰属する当期純利益								1,241
自己株式の取得								△11
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	802	△99	―	365	35	1,103	△160	943
当連結会計年度変動額合計	802	△99	―	365	35	1,103	△160	1,616
当連結会計年度末残高	2,146	△99	△3,429	593	△61	△849	△71	31,219

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　32社

・連結子会社の名称　㈱永谷園　㈱サンフレックス永谷園　㈱サニーフーズ
㈱永谷園プロパティ　藤原製麺㈱
Broomco (3554) Limited　Broomco (3555) Limited
Chaucer Foods Limited　Chaucer Foods UK Limited
Chaucer Foods SAS
Chaucer Foods (Qingdao) Co. Limited
㈱麦の穂ホールディングス　㈱麦の穂
Muginoho International,Inc.　NAGATANIEN USA,INC.
NAGATANIEN RS FOODS,LLC　他
当連結会計年度より、新たにBroomco (3554) Limitedの全株式を株式会社産業革新機構と共同にて取得したため、Broomco (3554) Limitedを含む14社を連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　上海永谷園食品貿易有限公司

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数　２社

・持分法適用の関連会社の名称　MAIN ON FOODS,CORP.　Sweet Meal Co.,Ltd.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　上海永谷園食品貿易有限公司

・持分法を適用していない理由　当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

藤原製麺㈱、㈱麦の穂ホールディングス及び㈱麦の穂の決算日は２月28日、㈱京都吉祥庵の決算日は１月31日、Broomco (3554) Limited、Broomco (3555) Limited、Chaucer Foods Limited、Chaucer Foods UK Limited、Chaucer Foods SAS、Chaucer Foods (Qingdao) Co. Limited、Muginoho International,Inc.及びNAGATANIEN USA,INC.並びにNAGATANIEN RS FOODS,LLC他11社の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社については、主として先入先出法による低価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産……定率法

（リース資産を除く）　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　２～50年

機械装置及び運搬具　２～20年

ロ．無形固定資産……定額法

（リース資産を除く）　なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費……支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金……当連結会計年度末保有の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。また、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、通貨スワップ
ヘッジ対象……借入金利息、外貨建予定取引(外貨建投資有価証券の取得)、借入金

ハ．ヘッジ方針……当社グループでは社内規定に基づき、将来の金利変動リスク及び外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法……特例処理の要件を満たす金利スワップ、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦　のれんの償却に関する事項

のれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については５年間で均等償却しております。

ただし、金額が僅少な場合は、発生年度に全額償却しております。

⑧　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準……退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
なお、一部を除く連結子会社につきましては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．消費税等の会計処理……消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	70百万円
商品及び製品	52百万円
原材料及び貯蔵品	104百万円
建物及び構築物	869百万円
機械装置及び運搬具	388百万円
土地	159百万円
有形固定資産その他	15百万円
合　　計	1,660百万円

(2) 担保付債務

買掛金	11百万円
短期借入金	118百万円
長期借入金	79百万円
合　　計	209百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　29,777百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	38,277千株	－千株	－千株	38,277千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,324千株	9千株	0千株	2,332千株

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加9千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡し請求による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成28年６月29日開催の第63回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　278百万円
・１株当たり配当金額　7円75銭
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月30日

ロ. 平成28年11月４日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　278百万円
・１株当たり配当金額　7円75銭
・基準日　平成28年９月30日
・効力発生日　平成28年12月９日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成29年６月29日開催の第64回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　278百万円
・１株当たり配当金額　7円75銭
・基準日　平成29年３月31日
・効力発生日　平成29年６月30日

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は運転資金（主として短期）、設備投資資金及び事業投資資金（主として長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは社内規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	7,734	7,734	－
(2) 受取手形及び売掛金	14,882	14,882	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	7,777	7,777	－
(4) 支払手形及び買掛金	9,020	9,020	－
(5) 短期借入金	16,015	16,063	47
(6) 未払金	5,745	5,745	－
(7) 社債	10,000	9,905	△95
(8) 長期借入金	8,683	8,811	128
(9) デリバティブ取引	144	144	－

（注）１　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、(6)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)短期借入金、(8)長期借入金

これらのうち、固定金利による借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利による借入金の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりますが、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施している借入金については、取引金融機関から提示された金利スワップの時価も含めて記載しております。

(7)社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

(9)デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

２　非上場株式等（連結貸借対照表計上額　313百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の事務所等（土地及び建物）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は31百万円（主な賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）、減損損失は２百万円（特別損失に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
4,157百万円	△23百万円	4,134百万円	10,444百万円

（注）１　連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２　当連結会計年度の主な減少は、不動産の処分及び減価償却によるものであります。

３　当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　870円53銭

(2) １株当たり当期純利益　34円52銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

貸　借　対　照　表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**9,502**	**流動負債**	**19,899**
現金及び預金	5,125	短期借入金	14,378
原材料及び貯蔵品	0	1年内返済予定の長期借入金	1,350
前払費用	3	関係会社短期借入金	3,662
繰延税金資産	92	リース債務	16
関係会社短期貸付金	3,376	未払金	257
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	30	未払費用	32
その他	872	未払法人税等	23
固定資産	**53,461**	賞与引当金	2
有形固定資産	**7,289**	その他	177
建物	378	**固定負債**	**18,851**
構築物	1	社債	10,000
車両運搬具	13	長期借入金	7,950
工具、器具及び備品	107	リース債務	49
土地	6,727	再評価に係る繰延税金負債	32
リース資産	61	退職給付引当金	17
無形固定資産	**18**	役員退職慰労引当金	38
借地権	3	その他	762
ソフトウエア	8	**負債合計**	**38,751**
その他	6	**純資産の部**	
投資その他の資産	**46,153**	**株主資本**	**26,386**
投資有価証券	7,566	**資本金**	**3,502**
関係会社株式	31,132	**資本剰余金**	**6,469**
関係会社出資金	331	資本準備金	6,409
関係会社長期貸付金	6,288	その他資本剰余金	59
長期前払費用	25	**利益剰余金**	**18,496**
前払年金費用	2	利益準備金	875
繰延税金資産	183	その他利益剰余金	17,620
その他	674	圧縮積立金	203
貸倒引当金	△51	別途積立金	12,150
		繰越利益剰余金	5,267
		自己株式	**△2,082**
		評価・換算差額等	**△2,173**
		その他有価証券評価差額金	**1,953**
		繰延ヘッジ損益	**△99**
		土地再評価差額金	**△4,027**
		純資産合計	**24,213**
資産合計	**62,964**	**負債純資産合計**	**62,964**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		2,985
営業費用		2,230
営業利益		754
営業外収益		
受取利息	74	
受取配当金	112	
不動産賃貸料	97	
その他	35	320
営業外費用		
支払利息	142	
社債利息	19	
社債発行費	62	
為替差損	110	
シンジケートローン手数料	61	
不動産賃貸費用	43	
その他	22	462
経常利益		612
特別損失		
減損損失	90	
投資有価証券評価損	61	
事業撤退損	97	250
税引前当期純利益		362
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	△187	△181
当期純利益		543

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,502	6,409	59	6,469	875	203	12,150	5,281	18,509	△2,070	26,411
当期変動額											
剰余金の配当								△557	△557		△557
当期純利益								543	543		543
自己株式の取得										△11	△11
自己株式の処分			0	0						0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	0	0	－	－	－	△13	△13	△11	△24
当期末残高	3,502	6,409	59	6,469	875	203	12,150	5,267	18,496	△2,082	26,386

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,165	－	△4,027	△2,861	23,549
当期変動額					
剰余金の配当					△557
当期純利益					543
自己株式の取得					△11
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	787	△99	－	687	687
当期変動額合計	787	△99	－	687	663
当期末残高	1,953	△99	△4,027	△2,173	24,213

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～49年

② 無形固定資産……定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用……均等償却

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費……支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……当事業年度末保有の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給見積額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジを採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。また、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、通貨スワップ

ヘッジ対象……借入金利息、外貨建予定取引(外貨建投資有価証券の取得)、借入金

③ ヘッジ方針……当社では社内規定に基づき、将来の金利変動リスク及び外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法……特例処理の要件を満たす金利スワップ、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　889百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権　3,486百万円

② 長期金銭債権　6,288百万円

③ 短期金銭債務　3,667百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高　2,985百万円

② 仕入高　204百万円

③ 営業取引以外の取引高　26百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,324千株	9千株	0千株	2,332千株

（注）１ 普通株式の自己株式の株式数の増加9千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

２ 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡し請求による減少であります。

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動資産の繰延税金資産

（繰延税金資産）

未払事業税否認	7百万円
繰延ヘッジ損失	44百万円
繰越欠損金	18百万円
その他	26百万円
繰延税金資産合計	96百万円
繰延税金負債との相殺	△3百万円
繰延税金資産の純額	92百万円

（繰延税金負債）

未収還付事業税	3百万円
繰延税金負債合計	3百万円
繰延税金資産との相殺	△3百万円
繰延税金負債の純額	－百万円

② 固定資産の繰延税金資産

（繰延税金資産）

分割に伴う子会社株式	609百万円
長期未払金否認	218百万円
投資有価証券評価損否認	202百万円
減損損失損否認	37百万円
繰越欠損金	82百万円
その他	89百万円
繰延税金資産小計	1,240百万円
評価性引当額	△253百万円
繰延税金資産合計	986百万円
繰延税金負債との相殺	△802百万円
繰延税金資産の純額	183百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	712百万円
圧縮積立金	89百万円
繰延税金負債合計	802百万円
繰延税金資産との相殺	△802百万円
繰延税金負債の純額	－百万円

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱永谷園	95	国内食料品事業	（所有）直接100.00	2名	経営管理等	資金の返済	1,144	関係会社短期借入金	1,106
							経営指導料等	2,979	―	―
子会社	㈱サニーフーズ	85	国内食料品事業	（所有）直接100.00	1名	経営管理等	資金の貸付	37	関係会社短期貸付金	525
							資金の回収	30	関係会社長期貸付金	210
							利息の受取	4		
子会社	藤原製麺㈱	40	国内食料品事業	（所有）直接 91.67	1名	経営管理等	資金の回収	104	関係会社短期貸付金	651
							利息の受取	3		
子会社	㈱麦の穂	11	中食その他事業	（所有）間接100.00	3名	経営管理等	資金の借入	441	関係会社短期借入金	1,163
子会社	㈱永竹	95	国内食料品事業	（所有）間接 98.00	1名	経営管理等	資金の貸付	288	関係会社短期貸付金	760
							利息の受取	3		
子会社	Broomco (3554) Limited	0	海外食料品事業	（所有）直接 60.00	2名	経営管理等	資金の貸付	6,807	関係会社短期貸付金	617
							利息の受取	52	関係会社長期貸付金	6,078

（注）1　取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2　取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 資金貸借取引については、主に当社が導入しているキャッシュ・マネジメント・システムによるものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 経営指導料等については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　673円61銭

(2) １株当たり当期純利益　15円12銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

株式会社　永谷園ホールディングス
　取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	玉　井　哲　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　野　康　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社永谷園ホールディングスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社永谷園ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

株式会社　永谷園ホールディングス
　　取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	玉　井　哲　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　野　康　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社永谷園ホールディングスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月11日

株式会社永谷園ホールディングス　監査役会

常勤監査役　永　谷　竜　一　㊞

常勤監査役　鈴　木　章　平　㊞

社外監査役　柳　澤　義　一　㊞

社外監査役　井ノ上　正　男　㊞

以　上


VEGETABLE
OIL INK